

# 北陸大学オープンアクセス方針

## (趣旨)

1 北陸大学（以下「本学」という。）は、本学において生産された研究成果を広く学内外に公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元し、地域社会の発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

## (定義)

2 本方針において、研究成果とは、出版社、学協会及び学内部局が発行する学術雑誌等に掲載された、本学教員が主著あるいは共著を務めた学術論文等の学術情報をいう。

## (研究成果の公開)

3 本学は、教員の研究成果を、北陸大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によってインターネット上で公開する。ただし、研究成果の著作権は本学には移転しない。

## (適用の除外)

4 著作権その他の理由でリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を非公開とすることができる。

## (適用の不遡及)

5 本方針施行前に出版された研究成果及びこの方針の施行前に方針と異なる内容の契約を締結した研究成果には、この方針は適用しない。

## (方針の改訂)

6 本方針の内容は、前項の検証及び国内外のオープンアクセスに関する動向を踏まえて、必要に応じて改訂する。

## (その他)

7 この方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関する必要な事項は、関係者間で協議して定める。

## 附 則

本方針は、2020（令和2）年5月21日から施行し、2020（令和2）年5月1日から適用する。